

グループホームサンライト重要事項説明書

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・事業所名称 グループホームサンライト
- ・開設年月日 平成15年11月14日
- ・所在地 鹿児島県霧島市牧園町高千穂3617番地640
- ・電話番号 0995-78-2320・FAX番号0995-78-2582
- ・管理者名 宮里 靖美
- ・介護保険指定番号 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業(4675900106号)

(2) 事業所の目的と運営理念及び運営の方針

[グループホームサンライトの目的]

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行なうことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とします。

[グループホームサンライトの運営理念]

「尊厳なる人間性の尊重」「文化の薫り高きホーム」「ホームは美しく輝く生活の場」精神的、身体的に障害があっても一個人として尊重し毎日が安全で楽しく生活でき、互いに励まし支えあい入居者様が住み慣れた地域の中でいきいきと暮らしていけるよう入居者様中心のケアを行ないます。

[グループホームサンライトの運営の方針]

- 1 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明します。
- 4 適切な介護技術を以てサービスを提供します。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行ないます。
- 6 身体拘束ゼロを目指して実践しています。
- 7 個人情報の保護に万全対策を講じて取り組んでいます。又入居者様・ご家族様の求めに応じて看護・介護記録情報を開示いたします。

(3) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	(夜間)	職務内容
・管理者(計画作成担当者・介護職員を兼務)	1人			業務の管理及び職員等の管理を一元的に行なう。介護計画書の作成

・計画作成担当者 (介護職員を兼務)	2人			適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに、連携する介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行なう。
・介護職員	8人以上	必要数	(2人) (各ユニット1人)	利用者に対し必要な介護及び支援を行なう。

(4) 入居定員 2ユニット18名

2. サービス種類

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

3. 利用料金

- (1) 基本料金、介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。(1割負担又は2割負担又は3割負担。2割負担対象者の方は、下記(1)～の金額については2倍の額。3割負担の対象の方は下記(1)～(3)の金額については3倍の額となります。)

(以下は1日あたりの自己負担分)

- | | | | |
|-------|------|-------|------|
| ・要支援2 | 749円 | | |
| ・要介護1 | 753円 | ・要介護2 | 788円 |
| ・要介護3 | 812円 | ・要介護4 | 828円 |
| ・要介護5 | 845円 | | |

- (2) 加算料金(一日あたり)

- ・ サービス提供体制強化加算(I) 22円
- ・ 初期加算入居後30日間に限って30円(30日を超える病院又は診療所への入院後、再び入居した場合も30日以内の期間について算定する。)
- ・ 利用期間が1月を超えて退居し、居宅サービス又は地域密着サービスを利用する場合、退居時に利用者及びその家族に相談援助を行い、退居後2週間以内に地域包括支援センター等に対して、居宅サービス又は地域密着サービスに情報を提供した場合1回を限度として400円
- ・ 3ヵ月以内に退院が見込まれる入院をされた場合、入院初日と最終日以外は1月に6日間に限って、基本料金に代えて1日につき246円

- (3) 医療連携体制加算(I) 一日につき37円(別紙、重度化対応に関する指針)

- (4) 協力医療機関と定期的に連携して利用者の処遇を行った場合1月につき100円

- (5) 退所後、医療機関に入院する場合において、利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合250円

- (6) 第二種協定指定医療機関及び協力医療機関(感染対策向上加算等)との間で、新興感染症(第二種)又は新興感染症以外(協力)の発生時の対応を取り決めるとともに体制を確保した場合、1月につき10円

- (7) 感染症に係る一定の要件を満たす医療機関から3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の、感染制御等の実地指導を受けている場合1月につき5円

- (8) 厚生労働大臣が定める感染症(新興感染症)に感染し、診療・入院調整を行う医療機関を確保し、適切な感染対策を行った上で施設内療養の介護サービスを提供した

場合、1月につき1回、連続する5日を限度として1日につき240円

(9) 業務継続計画未実施の場合は、所定単位の100分の3に相当する単位数を減算します。

(10) 高齢者虐待防止措置未実施の場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算します。

(12) 身体拘束廃止未実施の場合、所定単位数の100分の10に相当する単位数を減算します。

(13) 介護職員等処遇改善加算

上記、基本料金及び加算料金の合計額の18.6%の金額(1円未満四捨五入)を月ごとにいただきます。

(14) その他の料金(次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けます。

下記①～③については、1日あたりの自己負担金となります。)

① 家賃 1,155円

② 食事 1,100円

③ 水道光熱費 350円

③ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用は実費となります。

4. 事故発生時の対応

入居時に利用者に事故が発生した場合、当事業所は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

尚、当事業所では下記の医療機関・歯科医療機関に協力をいただいています。

・協力医療機関	名 称	霧島桜ヶ丘病院
	住 所	霧島市牧園町高千穂 3617 番地
・協力医療機関	名 称	霧島記念病院
	住 所	霧島市国分福島 1 丁目 5-19
・協力歯科医療機関	名 称	奥歯科医院
	住 所	霧島市牧園町高千穂 3620 番地 60

5. 入退居に当たっての留意事項

(1) 指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援2から要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。

② 自傷他害のおそれがないこと。

③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

(2) 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合があります。

(3) 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行なうよう努めます。

6. 非常災害対策

(1) 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。

(2) 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行ないます。

7. 秘密保持

- (1) 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守します。
- (2) 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。
- (3) 予め文書により利用者又は身元引受人の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、サービス担当者会議等において情報を用いることがあります。

8. 苦情処理の体制

本事業所への苦情は、面接・電話・書面等により苦情受付担当者及び第三者委員会が随時受け付けます。

本 事 業 所 グループホームサンライト 0995-78-2320

苦情受付担当者 管 理 者 宮里 靖美

第 三 者 委 員

桃蹊会監事 坂本克彦 0995-67-0427

桃蹊会監事 若松隆雄 0995-76-1872

弁護士 染川周郎 099-226-9922

本事業所で解決できない苦情は、各市町村介護保険係、鹿児島県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会、国保連に設置された介護サービス苦情処理委員会に申し立てることができます。

霧 島 市 保 健 福 祉 課 0995-45-5111

霧 島 市 牧 園 総 合 支 所 0995-76-1111

霧 島 市 霧 島 総 合 支 所 0995-57-1111

霧 島 市 横 川 総 合 支 所 0995-72-0511

県社協「福祉サービス運営適正化委員会」 099-286-2200

県 国 民 健 康 保 険 連 合 会 099-206-1024

附則

平成21年4月1日改訂

平成21年5月1日改訂

平成21年6月1日改訂

平成24年4月1日改訂

平成26年4月1日改訂

平成27年4月1日改訂

平成29年4月1日改訂

平成30年4月1日改訂

令和元年10月1日改訂

令和2年4月1日改訂

令和3年4月1日改訂

令和3年8月1日改訂

令和4年10月1日改訂

令和6年4月1日改訂

令和6年6月1日改訂

令和7年4月1日改訂

令和7年9月1日改訂